

## 遊漁船業手続書類一覧表

	登録の申請		変更の届出 ※1							廃業等の届出 ※1	
	個人	法人	住所・氏名	住所・名称代表	営業所の名称・住所	遊漁船の名称	法人役員の氏名	法定代理人の氏名・住所	業務主任者の氏名		損害賠償措置の内容
別記様式第1号（登録申請書）	◎	◎									
別記様式第2号（誓約書）	○	○					○	○			
別記様式第3号（実務経験・研修証明書）	○	○							○		
別記様式第3号の2（誓約書）	○	○							○		
別記様式第5号（変更届出書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
別記様式第6号（廃業届出書）											◎
損害賠償措置が農林水産省令で定める基準に適合することを証する書面（証券等の写し）	○	○								○	
船舶検査証書写し	○	○				○				○	
海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し（遊漁船業務主任者）	○	○							○		
遊漁船業務主任者講習修了証明書の写し	○	○							○		
登記簿謄本		○		○	○		○				
住民票抄本又はこれに代わる書面	○		○								
住民票抄本又はこれに代わる書面（法人役員）		○					○				
法定代理人の住民票抄本又はこれに代わる書面	△	△						○			
業務主任者の住民票抄本又はこれに代わる書面（業者＝主任者の場合は不要）	△	△							○		
事務取扱要領別記第2号様式（営業期間に係る誓約書）	△	△								△	
事務取扱要領別記第3号様式（遊漁船業等に関する事業実績及び事業計画申告書）	△	△								△	

(◎：申請、届出書 ○：添付書類 △：適宜添付)

※1 「変更の届け出が必要な事項」及び「廃業等の届け出る者」については、別表3参照。

※2 無登録の営業や変更手続きを怠ると罰せられる（別表3参照）。

## 手続きに関する規定（抜粋）

### <遊漁船業者の登録（法第3条）>

遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

### <変更の届出（法第7条）>

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に知事に届け出なければならない。

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| ② 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称          |
| ③ 法人にあっては、その役員の名                |
| ④ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所      |
| ⑤ 遊漁船業務主任者の氏名                   |
| ⑥ 損害賠償措置の内容（契約の名称、限度額、定員、保険期間）  |

### <廃業等の届出（法第9条）>

遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、各号に定める者は、その日から30日以内に知事に届け出なければならない。

- |                           |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 死亡した場合                  | : その相続人                               |
| ② 法人が合併により消滅した場合          | : その法人を代表する役員であった者                    |
| ③ 法人が破産により解散した場合          | : その破産管財人                             |
| ④ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 | : その清算人                               |
| ⑤ 遊漁船業を廃業した場合             | : 遊漁船業者であった個人<br>又は遊漁船業者であった法人を代表する役員 |

### <罰則の概略>

- 無登録での営業、不法な手段により登録を受けた場合、名義貸し 等  
→ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
- 事業停止命令違反  
→ 1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 変更・業務規程の未届出又は虚偽の届出、遊漁船業務主任者の未選任 等  
→ 100万円以下の罰金
- 利用者名簿の未設置・未記入・虚偽記載、営業所や遊漁船の標識の未表示  
→ 30万円以下の罰金
- 廃業等の届け出を怠った者  
→ 50万円以下の過料